

環境厚生常任委員会

日 時 平成25年6月18日(火)

午前10時00分 ~

場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 請願審査

(1) 受理番号1 年金2.5%削減を中止するよう意見書提出を求める請願

4 議案審査

(1) 第1号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(2) 第2号議案 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

(3) 第3号議案 亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

5 行政報告

亀岡市風しん予防接種費用助成について

【健康福祉部】

6 討 論~採 決

7 陳情・要望について

国に対しTPP参加の断念を求める陳情書

8 その他

議会だよりでの委員会報告内容について

議会報告会での意見・要望等と回答について

次回月例開催について

環境厚生常任委員会提出資料

健康福祉部

平成25年6月18日(火)

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づき対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づき対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(國務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

京都府新型インフルエンザ等対策本部

府、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 府内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

本部長
(京都市知事)

副本部長
(副知事)

本部員
(危機管理監・各部長・教育長等)

市町村対策本部

→ 緊急事態宣言以降に設置

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

新型コロナウイルス等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型コロナウイルス等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の確実な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

- 【任意に対策本部設置可】
- ※法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型コロナウイルス等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
 - 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型コロナウイルス等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したと等により当該疾病が新型コロナウイルス等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

亀岡市風しん予防接種費用助成について

健康福祉部健康増進課

この助成制度は、京都府の緊急母子保健対策として実施される補助事業を活用して、妊婦が、風しんに感染することにより、生まれてくる子どもに難聴や心疾患などの先天性風しん症候群にかかることを予防することに重点をおいた緊急的な母子保健対策を実施するものです。その趣旨に合わせた対象者が風しん予防接種を受けた場合にその費用の助成を行います。

| | |
|----------|--|
| 対 象 者 | 19歳以上の妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者 |
| 助成接種期間 | 平成25年6月1日から平成26年3月31日 |
| 助 成 回 数 | 1人につき1回 |
| 助 成 額 | 麻しん風しん混合ワクチン（MR）を接種した場合…6,400円 風しん単独ワクチンを接種の場合…4,000円 生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は全額助成をします。ただし、9,600円または6,000円を上限とします。 |
| 実 施 方 法 | 医療機関で、接種費用全額を支払っていただき、接種後、保健センター窓口で費用助成の申請を行い助成を受ける。 |
| 周 知 方 法 | 亀岡市ホームページ掲載（6月1日に掲載） 広報誌「キラリ亀岡」（6月15日号）に掲載 母子健康手帳交付時に啓発 医療機関や幼稚園、保育所等にポスター掲示 庁内関係課や関係機関等に設置 |
| 必要経費（見込） | 800万円　うち京都府補助金は400万円（市負担額の1/2補助） |

亀岡市風しん予防接種費用助成要綱

1 目的

風しんの免疫を持たない女性が、妊娠中に感染すると、生まれてくる子どもに難聴や心疾患、白内障などの障害が起こる「先天性風しん症候群」を発症する恐れがある。生まれてくる子どもの「先天性風しん症候群」を予防するための緊急対策として、風しん、または、麻しん風しん混合（MR）予防接種費用の一部を助成する。

2 実施事業

医療機関において、風しん、または、麻しん風しん混合（MR）予防接種を受けた際に支払った費用について、償還払いの手続きにより、その一部を助成する措置を講じる。ただし一人一回のみの助成とする。

助成接種期間は、平成25年6月1日から平成26年3月31日までとする。

3 対象者

(1) 接種日に亀岡市に住民票を有する19歳以上の妊娠を希望する女性で次のすべてに該当する人

- ① 風しんワクチンまたは風しんを含む混合ワクチンを接種したことがない、または1回しか接種していない女性
- ② 風しんにかかったことがない女性
- ③ 妊娠していない女性

(2) 妊娠が継続している女性の配偶者で、接種日に亀岡市に住民票を有する19歳以上の男性

4 助成額

(1) 麻しん風しん混合（MR）ワクチンを接種した場合…6,400円（上限）

(2) 風しんワクチンを接種した人…4,000円（上限）

ただし、自己負担額が助成額を下回る場合は、自己負担額を助成する。

市民税非課税世帯・生活保護世帯については、全額費用助成する。その場合の上限額は、麻しん風しん混合（MR）ワクチンを9,600円、風しんワクチンを6,000円とする。

5 償還払い

(1) 助成金の交付をうけようとする人は、接種後1か月のうちに（平成26年3月に接種した者は平成26年4月4日まで）、風しん予防接種費用助成金交付申請書を、領収書原本（接種者氏名、接種ワクチン名、接種日が記載されたもの）を添えて、市長に提出する。

市民税非課税世帯・生活保護世帯である場合は費用免除の申請をする。

(2) 市長はこれを審査し、適否を風しん予防接種費用助成金交付決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

(3) 市長は、交付決定通知書を受けた人から、風しん予防接種費用助成金請求書の提出を受け、助成金を交付するものとする。

(4) 市長は虚偽の申請若しくは不正な行為で交付を受けた者があるときは、交付の決定を取り消し、または既に交付した助成金を返還させることができる。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

7 この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

議会報告会(5/24、28)で頂いた意見・要望等と回答について

◆環境厚生常任委員会

| 会場 | 意見・要望などの概要 | 当日回答内容 | 対応 | | |
|---------|--|---|----|----|----------|
| | | | 参考 | 報告 | 調査 回答 |
| 亀岡地区中部2 | 犬のブリーダーをしている方に対して住民から苦情があったので、犬の登録や予防接種などの状況を担当課に問い合わせたが、個人情報なので言えないとの事であった。事故があってからでは遅いので情報を公開して頂き、住民の安心につなげてほしい。 | 担当課に伝える。 | | | |
| 大井5 | 斎場建設が総合計画では、平成27年に構想策定となっているが、現状からみれば放置できないはず。学校耐震化工事も重要だが、市民生活に必要な事業は強引にでも進めていくべき。 | 平成27年度で学校耐震化工事が完了。道路網整備が進んだ今日、広域化も視野に入れながら、早期着手すべき重要な検討課題であるものと認識している。 | | | |
| 千歳6 | エコ環境の時代であり、今後、太陽光発電を公共施設に設置するなど市の考えは。例えば平成27年度完成の川東小学校・高田中学校への設置は。 | 川東小学校・高田中学校にソーラーパネルが設置予定。他にも河原林町の集落排水施設に設置予定である。 | | | |
| 千歳8 | 昨年、府道沿いの農道に不法投棄があった。府道は府、市道は市、農道は区の管理であるため最終的に区で処理をした。もう少し柔軟な対応ができないか。 | 主管課に伝える。 | | | |
| 東別院3 | 「合併浄化槽設置助成の予算にあげられた設置予定数を達成するよう、一層の普及促進に努めること」と指摘要望があるが、最初の予定数と実際の給付率はどうなっているのか。 | 市としては推進していく方向だが、事業としてなかなか進まなかった。平成25年度と26年度の2カ年間で普及率10%向上を目指し、補助率を今までの40%から50%に拡充していくという案件だが、補助率を上げるだけで、設置率をあげられるのか、何らかの方策を持つべきではないかという指摘をし、予算を通した。 | | | |
| 吉川5 | 子どもの医療費助成の拡充に係り、保険適用外の医療費についても、補助対象にできるものがないか検討してほしい。 | 具体的に相談いただければ、関係機関に働きかけをしていきたい。 | | | |

(次頁に続く)

◆環境厚生常任委員会(続き)

| 会場 | 意見・要望などの概要 | 当日回答内容 | 対応 | | |
|---------|--|---|----|----|----|
| | | | 参考 | 報告 | 調査 |
| 吉川 6 | 「はしか」の予防接種を受ける際に、全額負担となるのか、一部補助を受けられるのか分からない。 | 風疹の予防接種に関しては、京都府及び市の補助により、3分の1の自己負担で済むよう要望したところであり、補正予算に計上される予定である。 | | | |
| 宮前 6 | 独居老人の安否確認について、インターネットを使って、例えば電気ポットと接続をして確認をするなど様々な方法がある。技術的には難しいものではない。亀岡市が実施されるのなら、協力させてほしい。開発費もそれほどかからない。 独居老人対策については、インターネットが鍵となると考える。 | 指摘いただいた方法を用いた独居老人対策については、常任委員会等を通じて主管課に伝える。 | | | |